

## 裁定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女子ソフトボールリーグ機構(以下「この法人」という。)定款第44条及びリーグ規約第102条に規定する裁定委員会に関するその構成と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議及び議決)

第2条 裁定委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 裁定委員会は、委員長及び1名以上の委員の出席が無ければ、会議を開き、又は議決をすることができない。
- 3 裁定委員会の議事は、出席者の過半数を持って決する。可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の委員は、理事及び学識経験者等(リーグ関係者含む)のうちから、理事会が選任し、代表理事が委嘱する。その人数は5名以下とする。
- 5 前項に関わらず、理事及び学識経験者等(リーグ関係者含む)のうちから、各案件の内容に従い委員を理事会が選任し、チェアマンが委嘱する。その人数は5名以下とする。

(審理の非公開)

第3条 裁定委員会の審理は、非公開とする。但し、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、且つ、相当の理由があると認める時は、関係者の傍聴を許すことができる。

(申立手続き)

第4条 裁定の申立を行う者(以下「申立人」という)は、裁定委員会に対し、次の書類を提出しなければならない。

- ①裁定申立書
- ②申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本又は写し
- ③代理人による申立を行う場合は、委任状

2 前項第1号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- ①当事者の氏名又は名称(法人の場合は代表者も記載する)及び住所
- ②代理人に代理させる場合は、代理人の氏名及び住所
- ③裁定の申立趣旨
- ④裁定の申立理由及び立証方法

3 申立の手数料は1件につき金10万円とし、申立と同時に納付しなければならない。

(申立の受理及び通知)

第5条 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があった時は、これを受理するとともに、申立の相手方(以下「被申立人」という)に対し、その旨を通知する。

2 前項の通知には、裁定申立書1部を添付しなければならない。

(答弁)

第6条 被申立人は、前条の通知書が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。

①答弁書

②答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本又は写し

③代理人により答弁を行う場合は、委任状

2 前項第1項の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。

①当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）及び住所

②代理人に代理させる場合は、代理人の氏名及び住所

③答弁の趣旨

④答弁の理由及び立証方法

3 裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。

4 前項の通知には、答弁書1通を添付しなければならない。

5 裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

(提出書類の部数)

第7条 本規程により申立人又は被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部（原本を提出するときは、その写しを含めて3部）とする。但し、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

(申立内容の変更)

第8条 申立人は、被申立人に対して裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

(訳文の添付)

第9条 当事者が裁定委員会に対して提出する書面が外国語で記載されている場合には、日本語の訳文を添付しなければならない。

(代理人)

第10条 弁護士及び裁定委員会が承認した者以外の者は、申立人又は被申立人の代理人となることができない。

(審理又は調査のための権限等)

第11条 裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めるときは、第三者の証言若しくは鑑定人の鑑定を求め、又は資料の提出を命じることができる。

(費用負担)

第12条 前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

(裁定)

第13条 裁定委員会は、申立の内容につき調査、審理した上、次の事項を記載し、委員長及び審理に参加した委員が署名した裁定書を作成し、これをチェアマンに提出しなければならない。

- ①当事者の氏名又は名称（法人の場合は代表者も記載する）及び住所
- ②代理人があるときは、その氏名及び住所
- ③主文（裁定委員会の判断の結論）
- ④判断の理由
- ⑤裁定書の作成年月日

2 前項の裁定書には、申立手数料及びその他の費用を負担する当事者、並びにその割合を記載しなければならない。

(和解)

第14条 申請後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めるときは、その和解の内容を裁定書に記載する。

2 前条第1項第1号、第2号及び第5号並びに第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(裁定委員会運営細則)

第15条 裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、2022年3月1日から施行する。